ホ　相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ　相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等）

第三十一条の六　令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の五に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（次項において「申出期限日」という。）までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2　令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

（規約の軽微な変更）

第三十四条　法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　（略）

二　令第二十七条第三号、第六号、第九号又は第十号に掲げる事項（同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。）

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の収納又は還付に関する事務

二・三　（略）

四　資産管理機関又は確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五～七　（略）

2　（略）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を変更する場合

二　災害その他の理由により中小事業主掛金の額が零に変更された場合

三　前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額が零から変更された場合

（中小事業主掛金の額の変更の例外）

第三十八条の二　令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　災害その他の理由により中小事業主掛金の額を零に変更する場合

二　前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額を零から変更する場合

（新設）

（規約の軽微な変更）

第三十四条　法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　（略）

二　令第二十七条第三号、第五号、第七号又は第八号に掲げる事項（同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。）

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　掛金の収納又は還付に関する事務

二・三　（略）

四　資産管理機関との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五～七　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）